

平成28年度 社会福祉法人松徳会  
特別養護老人ホームましこの里星の宮事業計画書

## 1. 平成27年度利用実績

1) 定 員： 39名(入居定員29名・短期入所定員10名)

《ユニット別定員》

- ①なのはなユニット(2階):10名
- ②すずらんユニット(2階):10名
- ③あじさいユニット(1階):9名
- ④やまゆりユニット(1階):10名(短期入所ユニット)

### 2) 月別稼働率

平成27年4月から平成28年2月までの 平均入居率 95.6% 短期入所率82.9% (単位:%)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
特養 入居率	92.2	92.1	95.1	100	98.9	94.4	97.7	92.8	95.3	93.3	99.3
短期 入所率	53.0	75.8	74.0	78.7	97.4	97.3	89.4	90.3	80.0	86.1	84.5

※稼働率=延べ人数/(334日×総ベッド数(入院日数は含まない))

### 3) 要介護度別利用者状況

平成27年4月1日から平成28年2月29日までの利用実人員の内訳 (単位:%)

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特養			14.7	11.7	20.6	32.4	20.6
短期	4.3	8.6	24.3	15.7	18.6	11.4	17.1

### 4) 平均要介護度

平成27年4月1日から平成28年2月29日までの利用実人員の内訳

区分	男性	女性	全体
特養	3.2	3.3	3.3
短期	3.1	2.7	2.8

## 2. 事業運営基本方針

---

当ホームは、ノーマライゼーションの理念と当法人の理念である「和」「真心」「笑顔」に基づき、入居者及び短期入所者(以下「利用者」という。)に明るく家庭的な居住及び宿泊環境を提供し、地域の中で利用者の住まい或いは宿泊施設としてご利用いただくため、利用者個々の尊厳を守りながら、利用者本位の良質なユニットケアが提供できる施設の基礎づくりを目指します。

また、サービスの提供は、多職種が和をもって行えるよう、日常の報告・連絡・相談を基本に、介護ソフト(福祉見聞録)等を活用して「情報の共有」を図ります。

更に、入居要件である要介護3以上の「重度の利用者に対応」するための介護機器等の導入や、介護事故を未然に防ぐための対策を、委員会活動や職場研修等の実施により意図的計画的に「人材育成」を進め、良質のサービスを提供することで、リピーターを増やし、経営の健全化を図ります。

## 3. 稼働率等に関する数値目標

---

昨年度の減額改定(▲2.27%)の影響や、平均要介護度3.3と軽度利用者が他施設と比較して多いことから、収入に大きく影響を与えているため、「入院日数の減少」や「空きベッドの短縮」など、稼働率を常に意識して、「入居率95%」「短期入所率85%」を維持できるよう、次の事項を積極的に進め経営基盤の安定を図ります。

- ① 退居後の新規入居受け入れは5日以内に行う。
- ② 要介護4, 5の新規入居者の受け入れによる日常生活継続支援加算(Ⅱ)の取得  
(46単位/日×365日×29名×95%=4,625,645円)
- ③ 宿泊者ニーズの充足により短期入所のリピーターを増やす。  
(個人の飲み物、読み物等の嗜好を把握し利用時に提供する。)  
(施設行事等の情報提供による利用意向の把握)等

## 4. 利用者に対するサービス重点項目

---

### 1) サービス提供の基本方針

- (1) 利用者の生活能力に応じた、自律した日常生活を営めるよう、地域密着型施設サービス計画又は短期入所生活介護サービス計画(以下「サービス計画書」という。)に基づきサービスを提供します。
- (2) 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割をもって生活できるよう配慮します。
- (3) 利用者のプライバシーの確保に配慮します。
- (4) 利用者の自律した生活を支援しつつ、要介護状態の軽減又は悪化の防止になるよう、心身の状況等を常に把握しながら理学療法士等から助言指導を受けサービスを提供します。
- (5) 利用者又はその家族に対し、サービス提供方法について、事前に理解しやすいようゆっくり丁寧に説明します。
- (6) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は絶対に行いません。
- (7) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、身体拘束廃止委員会において、身体拘束廃止に向けた具体策を話し合い、その経過と対策方法について記録します。

(8) 地域住民の代表や有識者等の参加する運営推進会議において、ホームの運営状況等を報告し委員から助言指導を受けるなど、サービスの質の評価と改善を図ります。

## 2) 良質な介護サービスの提供

- (1) ユニットにおいて利用者同士及びご家族が交流し、自律した日常生活を送るための支援ができるよう利用者の心身の状況等に応じた介護を提供します。
- (2) 利用者が「食事」「掃除」「洗濯」等の家事を、その心身の状況等に応じて行えるよう支援します。
- (3) 利用者の身体が清潔でいられるよう、ご本人の意向に応じて最低週2回の入浴の機会を提供します。ただし、入浴できない場合には清しきをするなど、一律の入浴日は定めません。
- (4) 利用者に対し、その心身の状況に応じた適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
- (5) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立と、その方に合ったおむつを使用し、おむつを適切に取り替えます。
- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を利用者の意向を踏まえて適切に支援します。

## 3) 食事サービス

食事は、食中毒の予防や徹底的な衛生管理のもと調理をします。献立は、利用者の健康状態や残存機能に合わせた食べやすいもので、栄養や嗜好、季節や行事に配慮したものを提供します。また、利用者の能力に合わせた食事介助を行い、食事後は歯磨き等による口腔ケアを支援します。

## 4) 環境の整備

利用者が「ここに来て良かった」と思えるご本人らしい居室内環境が作れるよう支援します。また、職員自身も環境の一部であることを認識し、利用者に対する言動やしぐさなどに注意して、自分自身や自分の家族が入居したいと思える施設作りを目指します。

## 5) 健康管理

看護職員が体温・脈拍・血圧・体重などのバイタル測定による、日々の健康管理、感染症対策、疾病の早期発見、早期対応を行い、更に、嘱託医による月・木曜日の週2回の回診をはじめ、年1回の健康診断を実施します。夜間は看護職員のオンコール体制により、嘱託医、芳賀日赤病院(協力病院)等との連携で緊急時に対応します。

## 6) 機能訓練

利用者の健康維持・増進を図り、利用者の身体機能を回復するために、理学療法士等の助言指導を受け、ご自分でできる事はできるだけご自分でやれるよう支援し、生活の質の維持・向上を図ります。

## 7) 衛生管理

職員及び出入り業者の衛生教育を徹底し、食品・調理器具、設備、建物の清潔の保持を図り、整理整頓・自主点検・感染防止に努めます。また、医師・看護職員により医薬品及び医療器具の管理を行います。

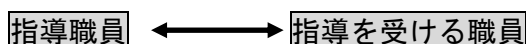
## 5. 施設の安定運営に関する重点項目

### 1) 職員研修

開設4年目を迎え、施設職員の「専門性」と「組織性」を高めるため、次により意図的・計画的に職場研修を進め「価値観・態度」「知識・情報」「技術・技能」の三つの能力の基礎づくりをするための職場研修委員会を設置し、職場研修担当者を中心に次の研修を進めます。

#### (1) 業務を通じて研修します (OJT)

「組織として期待される役割」と「個人の能力」を対比し、「自分の得意とする能力」「補う必要のある部分」を明確にして、具体的な研修目標を設定したうえで、日常の業務を通じて、指導職員(スーパーバイザー)と指導を受ける職員(スーパーバイジー)で、意図的に資質向上を図ります。



OJT の機会 (介護現場・申し送り・会議・委員会等)

#### (2) 業務を離れて研修します (OFF-JT)

関係機関主催の研修や施設で企画する研修「業務を離れた研修」に積極的に参加します。

##### ●職場外 OFF-JT : ①認知症介護実務者研修「実践者研修」「実践リーダー研修」の受講

②ユニットリーダー研修、フォローアップ研修等の受講

③介護キャリア段位制度アセッサー研修受講

④介護福祉士会等の職能団体主催の研修受講

⑤介護、自律支援等「基礎的・専門的研修」の受講

⑥施設見学研修の実施

##### ●職場内 OFF-JT : ①職階別等、対象者を明確にして年間計画に沿って実施

②実務の中で課題提起のあったテーマで企画実施

③業務改善活動のための勉強会参加

④職場外研修参加後の伝達研修開催

##### ●職員一人ひとりの自己啓発活動を支援します (SDS)

個人が所属する職能団体が主催する研修会への参加や、研修情報の収集など、自己研鑽に努める職員に対し時間的援助をします。

### 2) 防災計画

真岡消防署益子分署の指導協力を得て、地震、洪水、竜巻に対応する防災マニュアルを策定し、自動火災警報装置、施設内放送設備、初期消火器具等を使用した防災訓練を月1回実施します。このことで職員の防災意識の向上を図り、緊急時に確実に動けることを目指します。

益子町と協定を締結している「福祉避難所としての機能」を発揮できるよう、要介護高齢者の被災者受け入れ訓練の実施や、DCAT(災害派遣福祉チーム)の検討を開始します。

### 3) 介護事故対策

利用者が安全、かつ快適に生活できるよう、建物設備等の維持管理、清潔保持、転倒・転落の事故防止、容態急変時等の緊急対応の迅速化に努めます。

また、更に、サービス提供時の介護事故等を未然に防げるよう、事前アセスメントに基づいた対応方法を介護現場に浸透させ、事故予防のための手順の精度を高め、利用者の重度化に対応するための「介護リフト」や「見守り支援システム」を導入します。

更に、事故防止委員会において、事故報告書(ひやりはっと報告)等で報告された事例について検証し介護事故の発生を未然に防ぐなど、PDCA管理サイクルに沿って進め事故発生件数を前年より減らします。

万が一事故が発生したら、事故対応マニュアルに沿って対応し、当施設に法律上の賠償責任がある場合は、福祉事業者総合賠償責任保険を使い対応します。

#### 4) 苦情処理

苦情相談を受付した案件については、速やかに直属上司→事務長→施設長に報告し、必要に応じ苦情検討委員会を招集し、事実確認から申し出者に対する返答等を速やかに協議し対応します。また、当法人の第三者委員に苦情内容を報告することで、情報開示に配慮した客観性を持たせた対応をします。

#### 5) 社会貢献活動と地域福祉の推進

社会福祉法の改正を控え、社会福祉法人を取り巻く環境は厳しさを増しています。既存の介護保険サービスの範囲を超え、地域のニーズに即した社会貢献活動として、昨年度から毎週火曜日に受け入れている、益子町民ボランティアによる「ふれあいサロン」に対する地域交流室等の無料貸し出しを継続します。

更に、益子町の地域福祉を推進するために、介護支援専門員等に「地域福祉コーディネーター養成講座」を受講してもらい、地域福祉コーディネーターとして次の役割が担える人材の養成をします。

- ①地域の福祉課題の把握と、課題解決のための活動の開発と支援
- ②制度によるサービスと制度外のサービスをつなげる支援
- ③多様な主体が協働するための地域のネットワークづくり